

平成26年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年12月25日(金)午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 掛川 正治	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 斉藤 隆	
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 齋藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 欠席委員

6番 染谷 智一郎

5. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	木村 孝夫
次長補佐	落合 敦
農地係長	富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(継続審議)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 役員会の報告事項について

議長 議事に入る前に本日開催の農業委員会総会を傍聴したいという方の申し出がありました。傍聴することを許可いたしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

異議なしと認め、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

議長 ただ今から平成 26 年第 12 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1 番 掛川委員

4 番 三須委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案についてでございます。

議案第 1 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は、新規の賃借権設定が 39 件、所有権移転が 1 件です。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

申請人は中峠にお住まいの農業者で、自ら所有する〇〇字〇〇〇地先の畑二筆、計1,632m²について、太陽光発電施設を設置するため農地転用の申請を行うものでございます。事業計画は議案資料の2ページ、位置図は4ページをご覧ください。

申請地はJR〇〇駅の北東約1.3kmに位置し、市街化調整区域となります。計画の太陽光の発電出力は49.6kwhで、買い取り価格は1kwh当たり税別32円で、全量20年間固定の電力会社買い取りとなります。また、発電施設の建設費は〇〇〇〇万円で、全額金融機関からの融資を予定していて、その同意については確認しております。

なお、他法令については埋蔵文化財包蔵地の届出が済んでおります。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、高第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 こんにちは。座ってやらせていただきます。

整理番号1について調査結果を報告します。申請代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請人は農業を続けるのが困難であり、政府の再生エネルギー事業に賛同し、事業化を図ったものです。この申請地を選んだ理由は、所有農地の中で自宅から最も遠く、しかも一日を通して日当たりがよく、かつ、送電の条件がよかったからとのことでした。

周辺農地の影響については、隣の畑より最低3m離して施設を設置し、日陰を作らないように努めるとのことです。なお、北側の〇〇氏はもう太陽光発電として使用しております。また、用排水施設はなく、雨水は施設内自然浸透とし、周囲をメッシュフェンスで囲うとのことでした。

以上、農地法第4条の立地条件や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、他法令の許可見込み等の一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案第1号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することにしました。

続きまして、議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

初めに整理番号1についてご説明いたします。議案資料は8ページからとなります。事業計画は9ページから、位置図は12ページをご覧ください。

本件は賃貸借設定により、太陽光発電施設の設置を目的に農地転用の許可申請を行うものでございます。申請地は〇〇字〇〇地先の地目・畑の一筆、面積は879m²で、JR〇〇駅の北東約1.2kmに位置しています。賃借料は年1m²当たり〇〇〇円でございます。

譲渡人は〇〇にお住まいの農業者です。一方、譲受人は松戸市の法人でございます。この会社の目的欄には、太陽光発電の買電事業を初め、投資、設備設計、建設、管理等が記載されております。

計画発電出力は49.5kwhで、買い取り価格は1kwh当たり税別32円で、全量20年間固定の電力会社買い取りとなります。

また、発電施設の建設費は〇〇〇〇万円で、譲受人である法人からは金融機関の残高証明書が提出されていて、確認をしております。

なお、他法令については埋蔵文化財包蔵地の届出が済んでおります。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 整理番号1について調査結果を報告します。申請者の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲渡人は夫婦とも高齢のため、農業を続けるのが困難な中、かねてより知り合いの譲受人が太陽光発電事業に携わっていることから申請地を貸したものです。この申請地を選んだ理由は日当たりがよいため、他の農地は狭かったり屋敷畑であったりすることから避けたとのことです。

周辺農地の影響については、設備の上部高さを1m程度と低くし、日陰を作らないように努めるとのことです。また、雨水は敷地内自然浸透とし、周辺はフェンスで囲うとのことです。

以上、農地法第5条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、他法令の許可見込み等の一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料10ページ、隣接農地所有者（耕作者）の中で、土地の所在地が我孫子市〇〇字〇〇番〇、〇〇〇〇様となっておりますが、この所有者はもう2代先のもので、実際これを承諾してくれたのはどなたなのか。これは農地じゃなくて、墳墓地というか、墓場なんですよ。〇の〇〇番の〇は〇〇〇〇ほか63名の共有地として登記されておりまして、私、その名義人の代表になっております。この〇〇番〇の〇〇〇〇さんについて承諾したというようなことになっておりますが、この辺の確認はどのようにされているんですか。

議長 事務局、教えてください。

事務局 私どもも現地を含めて周りには承諾しているということで確認しましたがけれども、この個人の〇〇〇〇さんに確認したかどうかということについては、こちらのほうではそこまで確認しておりませんでした。

阿曾敏夫委員 実際〇〇〇〇さんの子供が〇〇さんで、その下も亡くなって、今その下の人が。家は跡をとっているんだけど、名義が複雑で、なかなか〇〇さんから今の人に移ってないんですね。その隣の〇〇の〇のほうの墓地は先ほど言ったように〇〇ほか 63 名の共有地ですからね。内容については問題ないですけど、個人持ちの墓地としてもう登記されているもので。

議長 事務局。

事務局 〇〇様、〇〇様、〇〇様、耕作者以外の近隣所有者にも説明済みということで。耕作者には説明したということで、私どもはそういうふうにとらえております。

議長 いいですか。

阿曾敏夫委員 じゃそのように私、判断して。皆さんの前でこういうふうなわけで〇〇番の〇の 63 人で持っている土地については、太陽光で転用するんだというふうに解釈していいですね。その事業について反対しているわけじゃないけど。

議長 調査会長。

高田勝禎調査会長 そのように判断してよろしいと思います。周りがお墓だったんですよ。共有地だったんで、それで申請者の〇〇さんのお墓が飛び出していて。

阿曾敏夫委員 あその墓場は元〇〇の〇かな。

高田勝禎調査会長 そうです。

阿曾敏夫委員 〇〇の〇が私ほか 63 人という人たち。元は一つの地番だったんですよ。それが当時の、江戸の末期ごろか、〇〇さんのうちと〇〇さんというか、この方のうちに分筆されてなっていてね。

高田勝禎調査会長 我々としては、その〇〇さんの今、太陽光をやるところの土地を分筆して個人のお墓にしてと。あとは共有地と判断したんです。周りは道路でした。北側の住宅地は上からはこの〇〇さんほか何名かの人たちはクレームがついていないという説明なので、許可相当と判断しました。

阿曾敏夫委員 だから事業内容についてはね、たまたまあそこは私道認定されて裏の墓場に行く道はね、あれ墓場の参道というかたちで。あの脇にまたあったやつがいろいろなあれで、今の墓場に行く道を公道として認定してもらったようなケースがあるんですがね。だから〇〇さんの権限を。

高田勝禱調査会長 〇〇さんという人が現存しているんだから、2代目の人とかって私はちょっと判断しかねました。

阿曾敏夫委員 うん。いや、だから内容についてはいいけど、これがね、私も代表として63人の墓地の責任者ですからね、ここのうちの墓地、あそこの〇〇さんのやつについてはこういうふうな〇〇に説明済みと書いてあるからね、〇〇というのは全く2代も3代も先の話のやつで、こういうふうには記述されていると。これが証となった場合にはね。

高田勝禱調査会長 うちのほうとしては手落ちですけど、現存している土地と判断しました。

阿曾敏夫委員 はいはい、分かりました。

高田勝禱調査会長 それで1点はお墓のブロックの高さで、もう太陽光はそれ以上、大体その辺で抑えますよというような説明で。東側は道路があります。赤道がありますもので、これは問題ないというふうな判断でやりました。すみませんでした。

阿曾敏夫委員 いや、あの赤道もね、墓場のあそこ、墓地の参道だったんですよ。それがつい最近公道として。道路が昔2本あったわけなんだよね。昔うちのほうの場合は墓場が二つあって。埋める墓と祭り墓とあってね。だから両墓制という制度はこの辺じゃない。古い埋葬方式を取っていたからね。

高田勝禱調査会長 東側にあった赤道が本来の墓地の道路だったんですか。

阿曾敏夫委員 その東にまたあったやつがなくなったというかたちで、今のお墓の参道を公道というかたちになっておりますんでね。分かりました。だからそのように説明します。私、一応言うだけは言ったというかたちでね。

高田勝禎調査会長 じゃあうちのほうの判断でよろしいでしょうか。

阿曾敏夫委員 はいはい。

議長 そのほか質問ありますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号2を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく2ページでございます。議案資料は16ページからとなります。事業計画は17ページ、位置図は19ページをご覧ください。

太陽光発電施設を設置するため、所有権移転により農地転用の許可申請を行うものです。申請地は〇〇〇字〇〇地先の地目・田一筆、面積は945m²です。

申請地はJR〇〇駅の南約600mに位置しています。譲渡人は〇〇にお住まいの農業者です。一方、譲受人は茨城県つくばみらい市の法人です。現在、ガス・石油類の販売ほかを行っているものの、会社定款及び謄本の目的欄には太陽光発電事業が明記されていないことから、申請許可後、速やかにこれを追記する旨の覚書が提出されております。

なお、土地代金は〇〇〇万円、施設建設費は〇〇〇〇万〇〇〇円で、全額金融機関からの借入れを予定しています。これは融資証明書により確認できております。

東京電力への売電価格は1kwh当たり税別32円で、20年の固定買い取り契約となっております。

他の法令については特にございませぬ。

事務局からは以上です。

議長 高田調査会長から引き続き調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 整理番号2について調査結果を報告します。

申請人及び代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地である

ことから第2種農地と判断しました。

しかしながら、譲受人の父がこの土地を昭和 61 年に相続した時には、既に土地改良区の残土が置かれてあったとのこと。譲渡人からはこの間、農地転用の許可申請を怠っていたことに対し、始末書が提出されております。今後周囲の耕作者に迷惑をかけないようにするとともに、反省と謝罪が明記されています。

なお、この申請地は盛土・切土等を行わず、雨水については敷地内自然浸透とし、周辺をフェンスで囲い、隣接土地には迷惑をかけないようにすることです。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

質疑がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は22ページからとなります。新規設定が39件、所有権移転が1件で、合計40件となります。なお、整理番号1から36までは借受人が同一人であることから一括して説明いたします。

この借受人は我孫子市に隣接する〇〇市にお住まいの農業者です。自作地が田と畑合わ

せて 104 アール、小作地が田 48 アールで、合計 152 アールの所有となっております。今回は田 1,393 アールの権利設定を行うものです。登記地目が一部畑とありますが、すべて現況が田とのことです。なお、貸付者はいずれも我孫子市在住で、賃借権の設定期間は 6 年もしくは 10 年となっております。

続いて、整理番号 37 の借受者は〇〇〇にお住いの農業者です。こちらは〇〇字〇〇地先の田一筆 1,400m²について 6 年間の使用貸借による利用権を設定するものです。

次に、整理番号 38 は柏市の農業生産法人が〇〇字〇〇の田 3 筆、合計 1,427.75m²を布佐の地権者から 10 年間借り受けるものです。

賃借権設定の最後、整理番号 39 は〇〇〇地先の田一筆、面積 4,223m²について 10 年間賃借権を設定するものです。

続いて、整理番号 40 は所有権の移転です。市内の農業生産法人が〇〇の農業者から〇〇〇〇字〇〇地先及び〇〇〇〇地先の田、合計二筆、面積 4,038m²を購入するものです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、議案第 3 号について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 それでは議案第 3 号について調査結果を報告します。

整理番号 1 から 36 までについては、米価下落の折り、稲作から飼料米栽培へ移行し、減反政策に取り組みたいという理由で今まで貸付者と相対の約束で耕作してきた農地について、今回正式に利用権設定を申請したものです。なお、賃借料はいずれも 10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg となっております。

この設定を受ける〇〇市〇〇の〇〇〇〇番の〇〇さんという方は〇〇地区ですから我孫子側の人なんですよね。とにかく堤防のこちらの方です。以上、念のため。

それから、整理番号 37 については地目が田となっておりますが、現況は畑で、今後も畑として利用したいとのことです。使用貸借の設定期間は 6 年で、こちらは 1 年以上休耕となっている土地です。

整理番号 38 の賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米 90kg で、10 年間の設定期間です。

整理番号 39 については 10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg で、10 年間借り受けるものです。

整理番号 40 は市内の農業生産法人が田を購入するもので、売買単価はいずれも 10 アール当たり〇〇万円です。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている

ことから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 事務局からは報告第1号及び2号について報告いたします。いずれも市街化区域における農地転用の届出になります。

報告第1号は農地法第4条の規定に係る転用の届出で、2件受理いたしました。転用目的及び転用事由は、整理番号1が宅地、整理番号2が太陽光発電施設でございます。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定に係る転用の届出で、4件受理いたしました。転用目的及び転用事由は、整理番号1及び3、4が宅地、整理番号2が太陽光発電施設でございます。こちらも農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

事務局からは以上です。

議長 報告第3号は私から説明いたします。

現在、継続審議となっている菱田地先の農地造成による一時転用については盛土高が議論を集めたことから、農業委員会ではきちんと数字で指導できるような要綱等を作りたいと思っております。先般、役員会を開いた際、他市の指導要綱等を参考に協議しました結

果、さいたま市の「農地改良等の取扱いに関する要綱」がとてもよくまとまっていることから、これにならい、指導要綱作りを進めたいということになりました。

本日、追加資料としてお手元に配布しております。

事務局、補足説明ありますか。

事務局 全国の主な指導要綱等をいろいろ確認いたしましたところ、いわゆる軽微な農地改良のみを対象とした指導要綱がほとんどであったというふうに事務局としては確認しております。これに対して、今、お手元にごさいますさいたま市の要綱については、農地法 4・5 条に係る案件について対象となることをきちんと明文化しております。また、盛土・切土の基準、高さ・深さ等についても実際に数字で明示しております。その他、工事終了後に計画どおりに作付けを確認したことをもって完了とするところなど、他の要綱にはなかなか見られないような内容になっておるといふふうに思っております。

なお、委員の皆さんの協議と並行して、事務局では今後、県の農地転用担当を初め、市の政策法務担当、また、手賀沼課や治水課等の関係部署とも確認していきたいというふうに考えております。

以上、雑ぱくながら補足説明させていただきました。

議長 以上、報告第 1 号から 3 号まで報告がありました。

何かご意見等がありましたら挙手を願います。

早川委員。

早川真委員 早速さいたま市の要綱ですか、そちらのほうも参考にしながらこれから作っていくということで対応していただき、よかったなあと思っております。この問題、市民の皆さんも大変心配するところになりまして、去る 12 月 19 日に閉会しました市議会の本会議と常任委員会のほうでいろいろな心配な点を指摘する議論がなされました。そちらの中で事務局の方もしっかりご答弁されていまして、まずはこの農業委員会の皆さんにそのことを報告するべきだと思うんです。市議会の議論の概要を詳細に報告してください。

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 お手元に菱田農地転用申請に係る平成 26 年 12 月議会環境都市常任委員会の主な質問応答というふうな資料を今日配らせていただきました。これは開催日時が書いてありますとおり、先般、12 月 16 日の常任委員会でのやり取りです。一言一句全部正確とは

言いませんし、ちょっと関係ない質疑については割愛させていただいておりますが、農業委員会関係全体で1時間45分の質疑を行ったものでございます。全部の説明というのはあれなんですけれども、かいつまんで申しますと、まず1ページ目の芹沢委員からは、造成後作付けがきちんと行われるのか、罰則なりの指導は、というかたちでの質問がございました。同じページに10月、11月と継続審議になった経緯はということで、事務局からはこのようなかたちで報告をしております。

次のページ、2ページ目になります。一番上の説明会について問われています。

また3番目の質問では、今回の菱田の申請地の隣にある2枚の畑、これについては一時的に中断になったりしたこともあって、手賀沼課のほうからこのようなかたちで答弁されております。

次の印南委員からの質問ということで下から2番目の黒丸でございますけれども、これについては実は私ども、ここで皆様に大変申し訳ないということでお詫びしたいと思えます。農業委員会のホームページについては、その時で言えば26年3月までしかアップしてなかったということで、その後のあれは本当にこちらの義務怠慢で遅れていたということでございます。なお、現在については4月、5月をアップしておりまして、また明日この6月分をアップする予定でございます。また11月までについては来年の1月の中ごろまでにはアップしたいと思えます。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

続いて、見開きの右側のほうでございます。今回の計画については高さとか搬入量、そういったものに基準がなかったのかということで、基準はなかったというふうなかたちで答弁しております。

また、説明会についてもいろいろ聞かれました。基本的にこの説明会というのは県が指導する中での説明会でございます。住民の皆さんに対しての説明会、そして皆さんから出された意見とか要望等を踏まえた中で、こちらのほうで上がってくるであろう変更計画をもって直近の総会に諮るということでございます。

あと3枚目の下のほうについては、ボーリングデータは普通ではないかということで、これはあくまでも県の残土条例の指導になるかと思えますけれども、やり取りを含めてこういうふうなかたちで答えました。

4ページ目でございます、これについては資料要求された中で今回の申請者が倉田建材とあるが、自社で行うのか、下請けで行うのかというかたちで質問を受けました。説明した中で、倉田建材の脇のもう一人の方の名前が黒塗りとなっております。これは個人情報開示の制限ということで黒塗りさせてもらったものでございますけれども、こういうふうなかたちで答えております。委員会ではあくまでも申請の業務を個人で受けたということで、名前の公表は差し控えたいというかたちでお答えしたものでございます。

あともう一つ、本日皆様のお手元に行っていたと思えますけれども、平成22年から26

年までの農地造成後の耕作状況資料、これは資料要求に基づいて私どものほうで事前に会派のほうに提出したものでございます。この中で書かれております、質問にもありますとおり、全 67 件中 36 件が耕作放棄地となっておるということでございます。私どものほうでも日ごろのパトロール活動や3ヶ月の強化月間で耕作放棄地については把握して、それについて是正の文書を出したりしているというご報告をしております。

大体そういったことで、最後のページになりますけれども、一応まとめになります。それに対して事務局長のほうからこういうふうなかたちで対応していきたいということで、現在は県残土条例に基づいて住民の皆様と業者側のほうで協議の結果を待っているということでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長 早川委員。

早川真委員 丁寧なご説明ありがとうございました。環境都市常任委員会の主な質疑応答となっているんですけども、今、環境経済部、それから農業委員会事務局の時の質疑のやり取りについてこうやって丁寧にまとめていただきました。ありがとうございました。ただ、これは前段だけでして、その後この水害とかは大丈夫だろうか、液状化は大丈夫だろうかとか、そういったところの議論というのは都市部、建設部の時の質疑だったんですね。そちらのほうまとめられていません。農業委員会事務局のほうでなかなかその辺限界があるかもしれませんので都市部、建設部とよく協議をしていただいて、そちらについてもご報告する必要があると思うんです。ぜひお願いします。というのも、その時に建設部からいろいろ見解が出ました。議案資料には治水課と協議中とありましたけど、その内容は水路の共用などだけで、恐らく保水性とか、そういったものについて協議がされてなかったことが分かりました。治水課長の答弁では、事業者において盛土が造成されると水害などの支障を検討する必要があるとはっきりと答えているんです。それから、治水課から農業委員会事務局に具体的なアドバイスを行っていきたいということも答えられています。水害の状況を確認する必要があるとはっきりとその時答弁されていますので、非常に心配です。最後にこのやり取りの時に建設部長のほうからも、この後にもちょっと私質問したいんですが、市内の至るところで盛土が行われて、そのままそういう状況になっていろいろな問題が起きているので、この対策を協議していきたいとお答えになっているんですね。前段の農業委員会事務局と手賀沼課にかかわるところしかまとめて提出されてないので、建設部、都市部のほうとも協議して、農業委員会の私たちにもその辺の結果を出していただきたいと思っております。

議長 事務局。

事務局 私ども、ちょっと農業委員会だけの出席した場面での常任委員会だけの質疑応答ということで今回紹介させていただきましたけれども、建設部のほうの質疑についてもまとめて、多分これは年明けになってしまいますけれども、皆さんのほうにご報告したいと思います。

早川真委員 ぜひよろしくお願いいいたします。農業委員会でもこの間議論いただきまして、農地法の中で判断するということが大変辛い状況ということも承知しております。農地法だけでは限界もございます。しかし一方で、このような大規模な埋め立てが行われるとき、まして我孫子のように農地と宅地が隣接しているような場合は周辺住民の方の同意なしでの事業というのはあってはなりません。局長も環境経済の部長を併任されているということもありますし、そこはいい意味でよく市長部局とも連携していただきたいなあと感じております。

それから、先ほど説明がありましたけど、今回の埋め立ては倉田建材ということなんです。自社で行うのか下請けに出すのか等、私が記憶するところでは10月の農業委員会で聞いたら、私、自分で発言していますからはっきり、個人情報かどうか分からないですけど名前を言っちゃいますと事務局からも豊国さんの名前が出てきていたんですよ。しかし、その後議会での答弁とかこういった資料ではそれらが全部黒塗り、あるいは不明と答えられているんですよ。その辺がすごく私には不可解です。というのも、11月9日に周辺住民への説明会が行われた時、説明されたのは豊国の方なんです。その説明会の資料を私持っていますが、そこにも豊国の方の名前が載っているんですよ。個人情報という説明がありましたけど、どうして急にここの名前を公表しなくなったのか。10月の農業委員会の資料と答弁に今黒塗りで出ているところに〇〇さんという名前があって、それは豊国の方ですということをはっきり答えられているんですよ。なぜこのように扱いが急に変わってしまったのか教えてください。

議長 事務局。

事務局 お答えします。我々が説明を受けているのは、豊国さんは事務手続きの書類作成の手伝いをするということで名前が載ってきたということです。もし下請とかに入っていれば、豊国さんも別のところで問題があるので、我々としてもまた事情聴取等をする必要がある。ただ、そのことについて確認したら、豊国さんは、私は下請けに入っていないし元請けでもありませんと。あくまでも書類作成を手伝ってくれと言われたのでやって

いるんですという話でしたので、農業委員会のほうとしてもそれ以上のことはちょっと言えなかったと。

もう一つ、名前が出てきた、出てこないというのは、農業委員会の総会についてはありのままに見ていただくために委員さんにそのままお出ししております。ただ、今回資料請求について情報公開に確認したところ、個人名は出さないということでした。〇〇さんの名前は個人名に当たるということなので消させていただいたというだけのことです。特段何か意図的に隠したということではなくて、あくまでも委員会の場では申請書をそのまま見て判断していただくためということと、情報公開のために資料請求の場合は加工させていただいたということです。

以上です。

議長 早川委員。

早川真委員 2点お答えいただいたので、ちょっと1点ずつお聞きしたいと思います。

一つは、ほかの案件で問題が起きているので、今そういったかたちで事業を受けられないはずだと。もし豊国さんが下請だということであれば、それは問題なので対処したいということなんですけども、今いわゆる業務停止命令中というんですかね、手賀沼課所管の残土条例の違反ということだと思います。もしも本当に下請するならば、局長は多分ご存知だと思いますけれども、同一業者の採択や業務の丸投げというのは我孫子市のほかの業務でも大変問題になっています。その辺は不適切だということでガイドラインを作成したりしています。ですので、もしそうだとということであれば、いくら民民とはいえ、しかも業務停止命令を受けているということですので、農業委員会として本来許可を受け付けてはならない問題ではないのかなあと考えています。

豊国さんにこだわるには理由があります。今日出していただいたこの資料は、過去5年間に農業委員会が受け付けた盛土の件数とその後の耕作状況、それから施工業者、下請の有無などを一覧表にしたものなんです。この5年間で農業委員会が許可した盛土が67件。しかし、そのうち耕作されているのはわずか21件なんです。私ども一生懸命農地パトロールをして、いろいろ事務局のほうからも是正はさせていただいていると思うんですけど。それで、不耕作地は67件のうち何と36件もあり、そのうち下請けを含めて確認できるものだけでも25件が豊国さんの盛土なんです。もし農家の方が耕作できないのであれば土にも何か問題があるのかどうか、ちょっとそういったことも。理由は分かりませんが、これだけはっきり数値として傾向が出てしまっているんで調査は必要だと思うんです。それから今、申請中の12件についても倉田建材さん、それからもう一つこちら許可となりました稲葉興業さんのほうも〇〇さんが同席して説明手続きをしていると

10月の農業委員会で報告がありました。業務停止命令中の事業者ですし、67件中36件の不耕作のうち、確認できるだけでも25件がこちらの業者の仕事が不耕作の地域となっております。これはもう少し調査をして何かしらの対応を考える必要があるのではないかと思います。

というのも、これは議会でもいろいろ問題になりました。開発建設残土を処分する業者というのは本来委託されて処分料を受け取って、それを廃棄物として処分場に処分費を払って持ち込む。その中からガラを取ったりして再利用することはあるんだけど、いずれにしても有料なんですよね。しかしこの業者のパターンは、処分料をもらってじゃ処分しますよと言ったけど、そのあとで農家にただで持ち込んで造成工事をサービスする。農家の方はただだから喜びますけど、じゃ開発建設業者がもらった処分料はどこへ行ってしまったのか。もしニュービジネスとして成り立つのであればほかの事業者も出てきていいんだけど、あまりこの業者以外は聞いたことがないんですね。ですので、全国の事例を調査して、各種法令と整合して研究する必要があるのではないかと私は考えているんです。

これだけはっきりとこういう傾向が出たので、もう少し詳細な調査が必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺については事務局にお願いできますでしょうか。

議長 事務局。

事務局 こういうふうな結果が出ております。私、豊国だけじゃなく、これから一層そうした中では注意して、また指導等していきたいなと思っています。

議長 早川委員。

早川真委員 ぜひお願いします。ただ、今までも同じご答弁をずっといただいてきて、議会のほうでも指摘されてきています。現状がそういう状況ですので、私ももちろん農業委員の一人として協力したいと思いますし、いろいろなかたちでもう少し知恵を絞り合って、みんなでこの不耕作地をどうしていくか少し考えていく必要があるのかなあと思っています。一方、この業者が突出しているという傾向が出ましたので、そこについては市として、事務局としてしっかり調べていただきたいと思います。

それからもう1点、先ほどのお答えの中にあった会議録のことです。3月までしかアップされてなくて、ようやく5月まで出てきて、6月については明日、11月までの分は1月の中ごろということでした。農業委員会の会議規則を見ますと速やかにとなっていて特にいつまでとは書いてはないんですけど、その速やかにというのはいつまでととらえるかということだと思えます。現在何月までの会議録が議事録署名人の方に確認して署名を

いただいている状況なのか、教えていただきたいと思います。

議長 事務局。

事務局 既にアップしている4月、5月については当然それは事務的には済んでおりますけれども、今、6月については会長以外の2名の方に先ほど署名をいただいたところがございます。その後会長に確認していただいて、署名をいただき、そして明日アップするというふうに思っております。

議長 早川委員。

早川真委員 6月まで署名をいただいたんですね。じゃ7月から11月まではどうなっているんですか。

事務局 それにつきましては会議録の筆耕の、起こす業者のほうに今、まとめを依頼しているところがございます。年明けに上がってくることになっています。

事務局 早川委員。

早川真委員 すみません、長くなって恐縮なんですけど、大変大事な問題なので。そうすると7月の議事録がいまだに。いつその業者に出されたんですか。

事務局 これは先ほど来申し上げております。本当に怠慢でございました。11月に出しました。

早川真委員 局長、よくお聞きになられたと思いますんで。これは大変な問題だと思います。速やかにとなっているのに7月の会議録が11月に業者に出されている。ホームページにアップされてないというだけであれば、皆さんにも署名いただいてという状況であれば納得もできるんですけれども、ちょっとこれは早急に事務局の体制、もし人が足りないのであれば希望して総務に補充していただきたいと思います。そうでなくて、業務に問題があったんだったら厳しく指摘していただきたいと思います。その辺よろしく願います。

事務局 今回本当に申し訳ありませんでした。去年まではと言いますか、事務局の会議

録アップまでの手続きというのが決まっています、その直後すぐ確認してアップすると。それはもう翌々月には、確かにこれまではそのようにやられていました。ただ、これは何の理由にもなりませんけれども、26年度新しい体制になった中で、先ほど言うように私のほうのチェックが不足していたということでこのような事態になったしまいました。本当に申し訳ありませんでした。ホームページが残っていますので既に終わったものについては速やかにチェックをして、署名をいただいて、アップするようにしますし、今後はこのようなことがないよう一応改めてチェックシートを作って、毎回これをやって次の月に進むというかたちにします。

議長 この件については私のほうからも事務局に指示をしておきました。この件以外の質問をお願いします。

どうぞ。

早川真委員 ありがとうございます。農業委員会に臨むに当たって議事録を勉強させていただいてからこれに臨む。市民の皆さんもこういう関心のあることについては確認したいと思いますし、まずは農家の皆さんが確認したいと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

最後にします。もう1点。いわゆるつくし野とダイヤパレス脇の問題のほうに戻るんですけど、市の顧問弁護士の見解では、農業委員会が農地法により許可の可否を決めることから、農地法の要件や手続きに非がない限り法的責任はないと考えられるとしながらも、被害が生じることを予測しながら許可した場合は問題となる可能性があるという見解を示しているんですね。先ほど申し上げたように治水課のほうでは大変懸念しているということですので、もしそういう状況を分かっている状態で許可してしまうと、私たち農業委員会は大変な責任を負うことになると思います。ここはぜひ継続になっているので引き続き慎重に審査していただきたいと思っています。また弁護士はこのことについて、雨水排水への疑問、必要以上の盛土の高さ、優良農地にならないこと、この3点を理由に不許可にすることもできるという見解を示しているんですね。先ほど申し上げましたが宅地が隣接する都市農業ですから、農地法の許可基準だけでは厳しいということも分かりますね。一方で、それだけでは住民のことも守れません。新たな要綱、規則、それから条例の制定、これらについて今、検討いただいておりますが、やはりそれは早急に検討する必要があります。私はこの案件については先ほど申し上げました3点の理由で不許可とするべきものだと思っております。

以上です。長時間お時間いただきましてありがとうございました。

議長 そのほかご意見ありますか。

掛川委員。

掛川正治委員 この案件は 10 月に私も農業委員の一人としておかしいんじゃないかということでクレームをつけ、ここまで来たかと。優良農地を作るということで始まったのがこういう埋め立てになって、結果、私も指摘しましたが実際には耕作してない。優良農地として申請したのが、逆に不良農地になっちゃっているというふうに私は思うんですね。ただ、ここで議会の資料が取り上げられましたが、農業委員会は県のほうから、特に我孫子は権限を委譲されて大変な責任を負っておるわけですね。ですから、農業委員の意見もアップして、農業委員会は責任を果たしているよというところも我々としては示していかなければならないと思います。まずこのことを聞きたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局 ここで発言を。

掛川正治委員 いや、だから我々が必要な案件を農業委員会で審査するわけでしょう。そういう中で見識のある農業委員さんの皆さんが発言した重みを、はっきり農業委員会というのはちゃんと役目を果たしているよということを示すためにも議事録の公開というのを私は必要じゃないかと。よそに言われてじゃなくて、農業委員会は主導的にやっているんですよと。この問題もここまで来たということは、我々農業委員会が一番初めに意見を発して、それが拡大して、いろんな資料が出てきて、さいたま市のこういうやつも出てきました。それを勉強して、我孫子市の農業のあり方ということでここまで作る。この 67 回という数字も資料として出てきて、36 件も不耕作だと。今、私が言ったように優良農地で申請した農地が耕作もされないで不良農地になっちゃったんじゃないね、それじゃ何をやっているんだと。今、だからそのことだけ先に答えていただきたい。農業委員会の発言というのも重いものがあるようですよ。

事務局 もちろん会議録は、今年の方については遅れていますけれどもすべてホームページに掲載しています。これは休憩中ではありませんから、今いただいたご発言というのもすべて載っておりますので。この中でそういう意見については休憩とせずに開会中の中でご意見をいただいて、それを載せています。

議長 事務局、権利者双方から耕作誓約書をいただいておりますね。その辺を発表してください。

事務局 こうした申請に際しては作付計画書、作付けの誓約書、そういったものをいただいております。

議長 掛川委員。

掛川正治委員 今るる局長のほうからお話をいただきました。このことが開示されれば農業委員会としてはちゃんと役目は果たしているんだということが多くの人に分かっていただけ。つくし野ではないんですけど、確かあのころは根戸で木村建材というところが農用地埋め立てを申請してきて、私も住民説明会に出ました。結局その業者はその事業から下りたと。その時にいろんな厳しい話をしました。きっちりした話をすれば当然事業の認可がされるということは、私はないと思うんですね。この環境都市の会議の中で印南議員が大変いいことを言いました。農地法が許可基準だけでは住民は守れないと。新たな要綱、規則、条例の早急な制度等を検討してほしいと。優良農地を作るのに 30 センチか 70 センチぐらい盛って客土というなら分かるんですけど、それを 1 m50 とか 2 m と際限なくやるのは、これはもう残土処理だと私も前に指摘しましたよね。その中で埼玉のこういういい事例を農業委員会事務局が資料を提供してくれた。ここに一つの道筋ができるんじゃないかなと思うんですね。ですから、これをもって優良農地の基準を我孫子バージョンできっちり作ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 先般、役員会を行いまして、私のほうの印象としては皆さん非常に前向きに作っていくという意気込みを感じられました。その中で、このさいたま市の要綱に対して非常に高く評価していただいたということでございますので、事務局としてもサイドからも含めていろいろな資料集め等、力を尽くしていきたいなというふうに思っております。

議長 どうぞ。

掛川正治委員 この問題は私も多く発言していますし、また早川委員も一から十まで大変きっちりした質問をしておりますのでこれでやめますが、本当に悪法も法なんですよ。そうすると、どんどん我孫子市がこういうかたちで侵害されると思います。これはいいタイミングだと思いますので、ぜひ大至急進めてもらいたい。そして、この案件についても事業者にきっちり説明をしてやめてもらおうと。農業委員会や議会で大変な問題になってい

るよということで進めていくことも大事じゃないかなと思うんですね。今のままだとこれ許可しなきゃならないんですよ。ところが、顧問弁護士が検討したら3点あって、今、早川委員から阻止できるというような話も聞きました。ちゃんとした我孫子市の農政の埋め立ての条例を作ることを最後期待して私の質問は終わります。よろしくお願いします。

議長 高田委員、どうぞ。

高田勝禱委員 客土をした土地で不耕作がたくさんあるという話で。私は25年度の客土をしたページの中の12番から24番ですか、この新木地先にいる者なんですけど、これは25年度でも遅いときにやられたんです。今年も天候不順で露地作を作るにはちょっと厳しいのかなというのが私、個人的に農業をやっている者として感じているんですよ。ですから、ぜひ来年に期待していただいて、この数字をちょっと軽く見ていただければというふうなことなんです。

以上です。

議長 そのほかご意見ありますか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほど来、議会選出の3号委員の方から貴重なご意見がございました。昭和55年8月29日付け55農経A1186号農林水産省経済局長通達の中に、選任による委員を設けている主な理由は「農業委員会の所掌事項についての積極的立案処理に適するような学識経験を有する者を委員に加えることにより、農業委員会を強化しようとする趣旨のものである」とあります。なぜこのようになったかということ、農業委員会法が設置された昭和26年は市町村長が学識経験を有する者を5年限り委員として選任することができるという任意の設置であったのが、昭和29年の農業委員会法の改正により選任委員は必ず設置しなければならないということになって選ばれております。これからもどんどん貴重なご意見を発言していただきたいと思います。

それから、事務局から会議の前に配布される資料については何と何を配布したという説明もあってもいいんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、今の埋め立てのことについて、行政手続法の7条に申請に対する審査、応答ということで、中ほどに「申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下、申請者）に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、また当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」とありますが、いつまで継続と

してこの案件を据え置くんですか。

議長 これに対して、事務局。

事務局 おっしゃるとおり行政手続法については定められた適切な期間の中で行政、執行機関のほうはそれにこたえとか、対応する、そういう趣旨でございますけれども、今回については申請者、これは譲受人のほうからこういう文書が出ております。それは今回、住民の皆さんといろいろ説明会を開き、そうした中で計画変更をするつもりでございますと。どちらかという、申請者のほうでそれを促進しているものだというふうに私のほうは判断しておりますので、それを待ちたいと思います。

阿曾敏夫委員 じゃあ補正を求めたんですね。先月 11 月も継続、また今月も継続という扱いですか。審査基準とか行政手続法から言えば当然の処理期間とか、事務局でも補正を求めて、それにこたえてくれなきゃ許認可するという。この問題は年を越すんですか。

議長 事務局。

事務局 県の残土条例に基づいて説明会は終わったというのは把握しておりますけれども、その後の経緯について、私はまだ把握しておりませんので、当然年は越すものだというふうにはこの段階では思います。

それで、先ほどこちよと誤解を与えたかもしれませんが、書面は当然農業委員会のほうに届いているということでございます。

阿曾敏夫委員 これで相手方からいつまでに結論を出さないと不利益処分を受けたというような行服でも出されたときの対応もまた。とにかく継続、継続、継続ではね。その辺は大丈夫ですか。

議長 事務局。

事務局 繰り返しになりますけれども、申請者本人のほうから今後そういった変更計画を提出するというのでございますので、それは納得しているものだというふうに私としては理解しております。

阿曾敏夫委員 変更するという事は、伝言があったにしても、書類でもあったという

ことですが、いつまでという。この 11 月に継続したもんだから、その間今までに補正を相手方に伝達したんですか。

事務局 何をですか。

阿曾敏夫委員 いや、だから補正。結局皆さん、継続というかたちじゃあしょうがないと。何を根拠に継続なんだとって相手から不利益処分だとやられたら困るから、だから対応を。ここでさいたま市の要綱がありますけど、これも併せて早急に成立しておかないとね。

議長 事務局。

事務局 これ繰り返しになりますけれども、業者のほうから文書でそういうふうなかたちで来ているものでございますので承知しております。それとは別に、私どもは皆さんが指導要綱を早く作りたいという思いをひしひしと感じております。それは基本的にあとから作った要綱というのが、10 月に申請されておるということでございますので、それを作って、そのあとから遡及的に適応できるものではないというふうに私は判断しておりますけども、もしあれでしたら政策法務のほうでも確認しておきたいと思えます。

阿曾敏夫委員 関連ですが、この要綱そのものが正月になって承認されるとかということでもね、農地造成というやつをそれと連動させるつもりはないけどね、農業委員会の方針としてこういう確固たる要綱を作って対抗することも考えなくちゃならないと思って、私申し上げているわけでね。行政手続法から言えば審査期間とか、いろいろ行政手続きの法律が平成 5 年にできていますけど、その辺の立法の精神もわきまえてひとつ処理していただきたいと思えます。

議長 事務局。

事務局 本当に申し訳ないです。繰り返しになりますけれども、行政手続法の精神、趣旨というのは私どもも承知しております。それはこの案件に限らず、申請されたら、それはもう、例えば総会で判断されるべきものだというふうには思っておりますけども、今回ご存知のようにこうした状況で農業委員会のほうで判断したというふうに私は思っております。

以上です。

議長 そのほか。

江原委員。

江原俊光委員 すみません。これは 11 月の農業委員会の時に今言ったことは散々お話をしたと思います。本人の申請の中で変更を出していただけるということで、本人の確認を経てこの農業委員会の中で継続というかたちにさせていただいたのがまずは一つの点だと思うんですね。また、10 月、11 月にこのような問題が起きました。2 点目は、この要綱がまだできてなかったのも、またこういう問題が起らないように要綱も定めていきたいと農業委員会で決めたと思うんです。私はそういうかたちで今回のこういう資料が出てきたんだと思っております。また、許可の問題につきましても、法的なものから言うともうこれは許可せざるを得ないだろうということで進めてきました。けれども、農用地と住宅地が混在している都市農業の中でこのままそういう高さのものがあっていいものなのか、まして水害のあるところだから問題があるのではないかとということで農業委員会の中で皆さんにもんでいただいて、継続というかたちにさせていただいたんだと私は思っております。皆様の意見でこれは進めてきています。周りの住民との協議があつて初めてこちらのほうに変更届を出していただく。それを今待っている状況ではないかと思ひます。今言ったことは、あるいは間違いでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

事務局 今、江原委員がおっしゃったとおりです。ご本人のほうからこれは最終的な計画ではないですからそれを待ってくださいという申し出があり、それに基づいて農業委員会としても継続審議にしたということだと思ひています。農地法の規定だけで周辺住民への影響についてどう評価するか。そもそも農地法というのは農地のことだけで、周辺住宅への影響とかは全く想定していないんですね。そうした中でどう判断すべきかということで、それもまた継続になった理由だと思ひます。市としても理念的な農地法の規定だけではこういった問題に対応できないだろう、きちんと具体的な数字でもって指導できる要綱作りに努めていこうということで、今そのような作業が進んでいるというふうに理解しています。

議長 江原委員。

江原俊光委員 今、局長のほうから説明があつたとおり、私どもは農業委員会の中できちんと進めております。周りの方や自分たちが計画を見たときに、こんなに高くなつて本当に水害が大丈夫なのか、また、農地法から言つても農業ができるのかという心配がありました。皆さんできちんと協議して継続にしたということは分かつていただきたいと思ひます。

うんですね。話し合いが終わって出てきた段階で、農業委員会として審査をきちんとやって決断していくことが私たちの務めだと思っております。ぜひとも私どもも勉強しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

それでは暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

何かご意見ありますか。

(なし)

それでは、これをもちまして我孫子市農業委員会平成 26 年第 12 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人